

情報提供

那医発第 83号
令和4年5月20日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 山城千秋
副 会 長 友利博朗



排出ガス中の酸化エチレン暫定測定方法について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「排出ガス中の酸化エチレン暫定測定方法について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:石垣・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 209号
令和4年5月16日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 宮里達也

排出ガス中の酸化エチレン暫定測定方法について

今般、日本医師会より排出ガス中の酸化エチレン暫定測定方法についての通知がありましたのでお知らせ致します。

本件は、環境省水・大気環境局大気環境課より、酸化エチレン暫定測定方法が取りまとめられたものとなっております。

酸化エチレン(エチレンオキシド)は、大気汚染防止法において、事業者による責務として大気への排出状況の把握や排出抑制が規定されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 排出ガス中の酸化エチレン暫定測定方法について
(令和4年5月10日(日医発第336号(健I)))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局業務2課:赤嶺
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
E-mail: g2@okinawa.med.or.jp

都道府県医師会
環境保健担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 松本吉郎
(公印省略)

排出ガス中の酸化エチレン暫定測定方法について

医療機器や衛生材料等の滅菌ガスとしても使用される酸化エチレン(エチレンオキシド)は、大気汚染防止法において、事業者による責務として大気への排出状況の把握や排出抑制が規定されており、吸入経路の発がん性として $9.20 \times 10^{-5} \text{mg/m}^3$ (実質安全量)という有害性評価値が示されております。今般、環境省 水・大気環境局 大気環境課より、酸化エチレンの暫定測定方法が取りまとめられた旨連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、必要に応じて貴会管下会員へご周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上